

## 沼津市セミセルフレジ導入業務仕様書

標記業務の仕様については下記の通りとする。

### 1 業務内容

市民課及び各市民窓口事務所の証明交付手数料等におけるキャッシュレス決済導入に伴って必要となる機器の調達及び初期設定業務。また、導入後の指定納付受託業務及び保守業務。

### 2 設置箇所及び設置台数

別紙1「導入窓口一覧」のとおり

### 3 納入期限、契約期間等

(1) 自動釣銭機付きPOSレジ端末、キャッシュレス決済端末及び必要機器の納入設置期限  
令和5年1月3日（火）（初期設定を含む）

なお、市民課及び各市民窓口事務所への設置スケジュールについては、当市と受託者と協議の上、決定する。

(2) 指定納付受託業務の契約期間

令和5年1月4日（水）（予定）から令和5年3月31日（金）

(3) 保守業務の契約期間

令和5年1月4日（水）（予定）から令和5年3月31日（金）

### 4 調達機器及び初期設定費用等

調達機器は当市の買い取りとし、見積額にはこれらの費用を含めること。

(1) POSレジ端末の仕様等

ア セミセルフレジとは合計金額を算出するまでの入力を職員が行い、確定した合計金額を窓口利用者（以下「来庁者」という）自身が自動釣銭機で支払うことができるものをいう。

イ POSシステムを有し、また各種集計（月別・日別、証明種類、決済種類、金額集計を想定）、データの蓄積機能を備えていること。

ウ 各導入窓口で入金した情報の各種集計については、簡単な操作で確認でき、CSV等でデータ出力ができる仕組みを提案すること。なお、各種集計情報の確認は、業務中及び業務終了後の実施に対応できるものであること。

エ 上記ウにおいて、集計システム等の構築が別途必要な場合は、その仕様を提示し、本調達内で整備すること。

オ キャッシュレス決済端末と連動可能であること。

- カ レシート発行及びレシート印字部の編集が可能であること。
- キ POSレジ端末と連動した自動釣銭機を準備すること。なお、新紙幣及び新貨幣発行時に対応できるものであること。
- ク 来庁者に向けたディスプレイ（カスタマディスプレイ）に支払額、投入金額、釣銭が表示されること。
- ケ タッチパネル仕様等のカスタマイズが可能であること。
- コ キャッシュレス決済不可の手数料等については、キャッシュレス決済を受け付けないためのシステム上の機能を要することが望ましい。ただし、その機能を有しない場合は、運用上の工夫により、現金のみでの収納となるような提案を行うこと。

#### (2) キャッシュレス決済端末の仕様等

- ア クレジットカード決済、電子マネー決済及びコード決済が可能であること。
- イ キャッシュレスにより決済した旨が記載されているレシートが発行可能であること。また、レシートの印字部の編集が可能であること。
- ウ プライバシーに配慮したものであること。
- エ 提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。
- オ カード決済承認番号が即時取得可能であること。
- カ クレジットカード情報及び取引情報を保護するために、国際ペイメントブランド5社が共同で策定したクレジット業界におけるグローバルセキュリティ基準（PCI DSSの現行基準）に準拠するクレジット情報非保持型の機種であること。
- キ キャッシュレス決済データは、その日のうちに当日分のデータが集計され、確認ができること。
- ク 決済誤り等発生時に返金に係る取消処理等が容易に行えること。
- ケ クレジットカード等の支払い方法については、一括払いのみ可能とすること。
- コ キャッシュレス決済端末はすべて同一機種とすること。
- サ バーコードの読込が可能であるバーコードリーダー等を準備すること。なお、キャッシュレス決済端末にてバーコードを読み込む機能がある場合も可とする。

#### (3) ネットワーク環境

- ア POSレジ端末及びキャッシュレス決済端末は、原則として当市の回線を使用すること。
- イ 当市回線を使用せず、良好な通信環境で、かつセキュリティ上の安全性にも留意し、受託者が独自に調達・運用可能である場合は、その内容について提案すること。なお、その場合の費用は、初期設定費に含めて対応すること。
- ウ ネットワーク通信の設定等は、当市の委託先であるネットワーク保守業者から見積を徴収し、見積額に含めること。

※ネットワーク保守業者 富士通 Japan 株式会社 担当：上原氏 電話：055-951-4711

## 5 指定納付受託について

### (1) 指定納付受託業務の対象となる収入

導入窓口における令和2年度手数料歳入額は次のとおり。

斎場等使用料	15,604,000円
税証明等手数料	9,165,500円
戸籍住民基本台帳手数料	74,934,050円
自動車臨時運行許可申請手数料	1,017,750円
船員法指定事務手数料	75,390円
合 計	100,796,690円

### (2) 指定納付受託業務の種類

キャッシュレス決済事業者が、地方自治法第231条の2の3第1項に規定による当市の指定納付受託者となること。なお、納付方法は、納入義務者等に代わり立替払いをする「立替払い方式」とする。

### (3) 指定納付受託業務の方法

- ア キャッシュレス決済の立替金については、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日までに当市が指定する口座（別段預金）に納付するものとする。ただし、月単位の入金サイクルの対応ができない場合は、できる限り少ない入金サイクルを提案すること。
- イ 納付する際の振込手数料は、指定納付受託者が負担すること。
- ウ 立替金の明細書を作成し、納付日の2週間前までに提出すること。
- エ 立替払いをした交付手数料については、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日までに、当該交付手数料に決済手数料率を乗じて得た金額を、キャッシュレス決済手数料として明細を添えて当市に請求するものとする。ただし、この対応ができない場合は、別途、提案をすること。
- オ 立替金、手数料ともに、金額に1円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てるものとする。

### (4) 利用可能な決済サービス・ブランドについて

下記のア、イ、ウの決済サービス及び各ブランドは必須とし、そのほかの決済サービス、ブランド及び納付受託事務に係る決済手数料率については提案によるものとする。また、キャッシュレス決済による支払いが可能であることを示すアクセプタンスマークを受託者の負担により掲示すること。

- ア クレジットカード：4種類以上（VISA、Mastercard、JCB、アメリカン・エクスプレス）
- イ 電子マネー：5種類以上（Suica、pasumo、WAON、nanaco、R Edy）
- ウ コード決済：2種類以上（PayPay、R Pay）

### (5) キャッシュレス決済事業者の共同提案について

POSレジ端末設置事業者とキャッシュレス決済事業者が異なる場合は、共同で企画提案を行うこととする。

## (6) その他

決済ブランドの追加等の将来的な機能追加については、都度提案すること。

## 6 研修

### (1) 研修

ア 機器等の操作研修については、実機を用いて実施すること。

イ 実施スケジュールについては、当市の指定する期間（3日間を想定）で行うこと。

ウ 実施方法については、受託者と協議の上、決定すること。

### (2) 操作マニュアル

POSレジ端末及びキャッシュレス決済端末の操作マニュアル、加えて、障害発生時の対応マニュアル等を提供すること。また、操作マニュアルは常に最新のものを提供すること。記載内容、媒体及び納品方法については、当市と調整の上、決定すること。

## 7 保守対応

(1) 開庁時（休日及び時間外開庁含む）の障害発生時は、各機器の障害対応について直ちに  
行える体制を整備し、窓口業務への影響が最小限になるよう対応すること。

(2) 機器の修理等に時間を要する場合は、代替機を無償で用意すること。

(3) 事故、災害等の緊急事態が発生した場合を想定し、本サービスの提供に支障を来すこと  
がないように十分な対応及び緊急時の体制を整備すること。

## 8 納入・設置

(1) 納入する機器は、新品であること。

(2) 設置箇所を事前に調査し、納品する機器一式の寸法等をふまえ、設置場所の実情等に応じ  
た方法で設置すること。なお、設置台等が必要である場合は、設置費用に含めること。  
また、納入・設置作業を行うにあたり、作業計画書を作成し、提出すること。

(3) 搬入作業中に庁舎内の備品等を破損した場合は、受託者の責任において、現状に復旧さ  
せること。また、養生を十分に行い、既存施設を損なうことのないようにすること。

(4) 設置機器の転倒・転落防止措置、盗難防止措置が十分に図られること。

(5) 設置に当たり、コンセントの新設やLANケーブル等が必要な場合は、設置費用に含め  
ること。なお、LANケーブルについては、市指定のものとする。

## 9 守秘義務の遵守

(1) 本サービスを提供する上で知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義  
務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させ  
ること。

(2) クレジットカード情報等の個人情報について、契約期間はもとより契約終了後であって  
も保管、管理に万全を期し、漏洩防止のため適切な措置を講じなければならない。

- (3) 当市が提供する一切のデータ、資料等を本サービス提供以外の目的で使用、複写、複製、または第三者に提供してはならない。

## 10 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守すること。
- (2) 導入時の各種設定内容、設置については、当市と調整の上、実施すること。
- (3) 受託者は、予期せぬ事態が生じたときは、速やかに当市に報告し、指示を仰ぐこと。
- (4) 本仕様書に示すもののほか、運用方法や拡張性等、将来的に当市にとって有益な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- (5) 受託者は、本サービス提供に係る業務の処理を他に委託してはならない。ただし、業務の一部について事前に申請し、当市の承諾を得た場合には、この限りではない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、当市と受託者で協議の上、決定する。